

森林・林業再生に向けた国有林の役割

－ フォレスター等人材育成に関する取組 －

北海道森林管理局

平野 均一郎

はじめに

「森林・林業再生プラン」が平成 21 年 12 月に策定され、これを推進するにあたって中心となる人材の育成が急務となっている。

国有林野事業は森林の整備、木材の生産・販売などを継続的に実施し、これらに関するノウハウが蓄積するとともに、その管理する国有林は一定の広がりがあり多様な森林からなることから、研修の場としても適当である。

平成 22 年 11 月の「森林・林業基本政策検討委員会」最終とりまとめ」において人材の育成にあたって国有林のフィールド・技術 (1) の活用が想定されるとともに、本年 7 月に改定された「森林・林業基本計画」においても、森林・林業の再生に向けた国有林の貢献として「国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成に率先して取り組む」(2)とされている。

本報告では、本年度からスタートした北海道森林管理局における人材育成に関する取組を紹介させていただく。

国有林の取組状況

国有林野事業における人材育成の取組にあたっては、平成 23 年 4 月に全国 7 ブロック (森林管理局) ごとに研修実施拠点を設けるとともに、各 2 名ずつの担当官を配置している。

平成 23 年度は、各研修拠点において「准フォレスター研修」及び「林業専用道技術者研修」が実施された。

ブロック名	研修実施拠点	担当官の配置
北海道	北海道森林管理局・石狩森林管理署 (札幌市)	企画官 1 名 専門官 1 名
東北	盛岡森林管理署 (盛岡市)	〃
関東	利根沼田森林管理署 (沼田市)	〃
中部	森林技術センター (下呂市)	〃
近畿中国	森林技術センター (新見市)	〃
四国	森林技術センター (高知市)	〃
九州	熊本南部森林管理署 (熊本市)	〃

【北海道森林管理局での取組】

北海道森林管理局では、上記研修拠点において「准フォレスター研修」を 2 グループに分け、第 1 グループは 7 月中旬・9 月中旬に各 4 泊 5 日を 2 回、第 2 グループも同様に 8 月上旬・10 月下旬に各 4 泊 5 日を 2 回実施した。また、「林業専用道技術者研修」は 8 月上旬から 11 月上旬までの間で各 2 泊 3 日の研修を 4 回実施したところである。

「准フォレスター研修」の受講者は、2 グループ合計で北海道庁職員 (林業普及指導員) 26 名、国有林職員 (森

林管理署流域管理調整官) 11 名であった。

また、「林業専用道技術者研修」の受講者 (4 回の研修の合計) は、北海道庁職員 18 名、市町村職員 9 名、国有林 (森林管理局及び署) 職員 43 名、民間事業者 53 名であった。

研修の内容

【准フォレスター研修】

本研修は、先の森林法改正により充実した市町村森林整備計画の作成や、森林施業計画に代わる森林経営計画の認定等にあたって、市町村職員に対して技術的支援を行う「准フォレスター」を育成することを目的としている。

習得させる技術知識は、①各計画の意義や役割、②地域全体の森林づくりの構想のために必要な施業技術や森林の取扱いルール、③林業専用道・森林作業道の作設指針や作業システムに関する知識、生産コスト低減のために必要な知識、④提案型集約化施業の意義や役割・その推進方法など盛りだくさんである。

研修のカリキュラムについては、実質 8 日間のうちグループ演習や現地実習といった実践的なものが 6 日間を占めている。

特徴的なものを一部紹介する。第一週目に 1 日間 (8 時間) を確保して行った市町村森林整備計画策定演習 (写真 1) は、研修生を 4 つのグループに分け、それぞれのグループが同一の森林 (約 1 万ヘクタールの国有林野) を対象に小班ごとの林種・林齢・法令制限、公道・林道や水源地等の位置情報、地域での登山等の利用状況、さらにバーチャルではあるがクマゲラなどの希少野生動物の生息情報に基づき、2 万分の 1 の図面を使ってゾーニング (公益的機能別施業森林等の区分) を行い、そしてこれをプレゼンするものである。



写真-1 市町村森林整備計画策定演習でのゾーニング作業

これらを通じて、ゾーニング方法とその結果を関係者に説明するポイントなどについて習得させることを狙い

としている。実際、研修生は各所属へ戻ればすぐさま市町村森林整備計画策定支援が待っているの、研修修了後のアンケートでも直ぐに役立つものとして上々の評判であった。

准フォレスター研修で、もう一つ紹介しておきたいのが森林整備企画演習である。これは第二週目に1.75日(14時間)を割いて行ったものである。約3千ヘクタールの国有林を対象に10年間の間伐と林業専用道の開設計画を策定し、これらの収支計算を行うもので、一定規模の森林を対象に木材収入や補助金、事業費といったことについて相場観を養う上でも重要な演習と言える。また、林業専用道の開設計画については、1日かけて現地踏査(写真2)を行い、図上の路線計画と現地を比較し、その結果から明らかになる森林土木上のチェックポイントなどを習得させることにも留意した。

間伐の実施計画や林業専用道の開設計画といった実践で強く求められるノウハウは、研修生に大いに役立つものとなったはずだ。



写真-2 森林整備企画演習での現地踏査

そもそも本研修は、林野庁の民有林行政セクションである研究保全課が民間事業者へ委託して行うものを国有林の出先機関である森林管理局が受け入れて実施する形態を採っている。したがって研修内容は林野庁から示されたカリキュラムに基づいて実施することは言うまでもないが、その範囲内とは言え、随所に森林土木分野に関する実践的基礎知識(例えば林業専用道や森林作業道の作設指針にある数値基準、クリノメータを利用した傾斜の把握など)を体得できるよう演習内容や教材で工夫を行ったことは、北海道森林管理局の特徴的な取組ではないかと思う。

なお、准フォレスター研修は、林野庁や森林管理局職員のほか、北海道大学大学院農学研究院 柿澤教授、渋谷准教授、森林総合研究所の佐々木地域研究監など外部講師のご協力を得て実施したことを申し添える。

【林業専用道技術者研修】

本研修は、林業専用道の設計者や監督者を育成するため、① これからの路網整備のあり方、林業専用道の意義、② ルート選定、測量・設計、施工管理・監督に必要な技術知識(林業専用道作設指針)、③ 路網整備と一体の関係をなす森林施業や作業システムに関する知識を習得させるものである。

研修のカリキュラムは、実質2日間で講義1日と現地実習1日からなっている。

現地実習の前の講義では、林業専用道作設指針の解説などを行った上で、林道起点と間伐対象林分を明示した

5千分の1の地形図を用いて、林業専用道の作設指針に基づいて開設ルート案を作成させた。その後の現地実習では机上で検討したルート案について実際に現地を歩きながら、ルート選定上のポイントとなる箇所を一つずつグループ毎に検討、発表させるという形で行った。

また、同じ現地実習(写真3)においては、実際に開設された作業道(林業専用道として設計されたわけではないが、林業専用道のイメージに近い作業道)と地形を見ながら、林業専用道作設指針に照らし合わせ、ルート線形や簡易構造物の位置など設計上及び施工上の技術的留意点を習得させることにも時間を取ったところである。

本研修は道庁・市町村職員や国有林職員だけでなく、民間の設計・測量コンサルタントや土木・建設事業者の従業員も対象に行ったものであり、そういう意味においても国有林の新しい役割を示すことができる研修ではなかったかと思う。



写真-3 林業専用道技術者研修での現地実習

おわりに

森林・林業再生プラン(木材自給率50%)の実現ためには、路網の整備、森林施業の集約化及び人材の育成を軸として様々な取組が必要であり、平成23年度は森林・林業基本計画が改定され、これらの取組がスタートした。

国有林もその実現に大きな役割が期待されており、そのポテンシャルは、森林資源(木材の供給能力)、これまで培ってきた森林・林業技術、そして多様なフィールドを有していることなどであろう。これらのポテンシャルを実際にどう活かしていくかがこれからの国有林に求められている。

人材育成の取組もその一環として始まったもので、まだ緒に付いたばかりであるが、今年度の研修結果から、その内容の一層の充実やフィールドの整備といった課題が浮き彫りになった。こうした課題を解決しながら国有林として准フォレスター研修をはじめとした人材育成の取組を継続的に実施していく考えである。

今、国有林は、昭和22年の林政統一以来の大きな転換期を迎えている。国有林自身がこれをよく認識し、これまでの発想を切り換えて、人材育成といった新たな役割に積極的に取り組み、森林・林業再生プラン実現の原動力とならなければならないと考える。

引用文献

- (1) 林野庁(平成22年11月)「森林・林業基本政策検討委員会」最終とりまとめ
- (2) 林野庁(平成23年7月)森林・林業基本計画